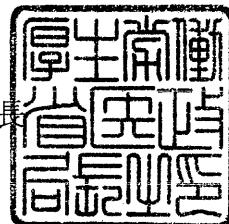




医政発第0729011号
平成17年7月29日

社団法人日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局長



診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令の施行について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

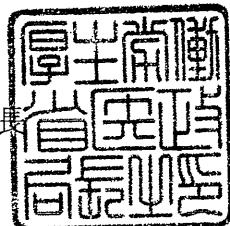
標記について、今般、別添のとおり各都道府県知事に対して通知を発出しましたので、御了知いただきますとともに、会員各位に広く周知されることについて格段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。

写

医政発第0729011号
平成17年7月29日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令等の施行等について

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第265号。以下「改正政令」という。）及び診療放射線技師法施行規則の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第128号。以下「改正省令」という。）が本年7月29日に公布され、本年8月8日から施行されるところである。改正政令・改正省令（以下「改正政令等」という。）の趣旨、内容等は、下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

記

第1 改正政令等の趣旨

昭和43年に、診療エックス線技師法が改正され、診療放射線技師が国家資格として設けられ、診療放射線技師は、①アルファ線及びベータ線、②ガンマ線、③百万電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線、④エックス線、⑤その他政令で定める電磁波又は粒子線を人体に対して照射することができることとされた。しかし、当時は①から④まで以外の放射線が医療において利用されていなかったため、⑤その他政令で定める電磁波又は粒子線は、医学技術の進歩に伴い、改めて診療放射線技師が取り扱うこととする場合に政令で定めることとしていたところである。

今回の改正政令等は、近年の医学医術の進歩によって、かつては医療において利用されていなかった放射線が放射線治療の中で利用されるようになってきていることから、上記趣旨も踏まえ、放射線技師が人体に対して照射することができる放射線の種類を拡大するものである。

第2 改正政令等の内容

診療放射線技師が人体に対して照射することができる放射線として診療放射線技師法第2条第1項第5号に定める電磁波又は粒子線を、以下のとおりとする。

- (1) 陽子線及び重イオン線
- (2) 中性子線

第3 施行期日

公布の日から起算して10日を経過した日（平成17年8月8日）から施行することとする。